

令和5年度決算に係る健全化判断比率等について

1 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

(1) 目的

地方公共団体の財政の健全性に関する比率の公表の制度を設け、当該比率に応じて、財政の早期健全化、財政の再生、公営企業の経営の健全化を図るための計画を策定する制度を定めるとともに、当該計画の実施の促進を図るための行財政上の措置を講ずることにより、地方公共団体の財政の健全化に資することを目的とする。

(2) 健全化判断比率等の公表(平成19年度決算から適用)

地方公共団体は、毎年度、以下の健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならない。

- ①実質赤字比率(一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
 - ②連結実質赤字比率(公営企業会計を含む全会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率)
 - ③実質公債費比率(一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率)
 - ④将来負担比率(一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率)
- 資金不足比率(公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率)

(3) 財政の早期健全化(平成20年度決算から適用)

- ①～④の比率のいずれかが早期健全化基準以上となった場合
 - ・財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表しなければならない。

(4) 財政の再生(平成20年度決算から適用)

- ①～③の比率のいずれかが財政再生基準以上となった場合
 - ・財政再生計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表しなければならない。
 - ・財政再生計画を総務大臣に協議し、同意を得ている場合でなければ、災害復旧事業等を除き、地方債の起債が制限される。

(5) 公営企業の経営の健全化(平成20年度決算から適用)

資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を作成し、議会の議決を経て、速やかに公表しなければならない。

2 健全化判断比率等について

(1) 健全化判断比率

(単位：％)

	健全化判断比率	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	3.75	5.0
連結実質赤字比率	—	8.75	15.0
実質公債費比率	12.3	25.0	35.0
将来負担比率	152.2	400.0	

※ 赤字額がないため、実質赤字比率及び連結実質赤字比率を「—」で表示している。

(2) 資金不足比率

(単位：％)

港湾等整備事業特別会計	—	経営健全化基準 20%
病院事業会計	—	
電気事業会計	—	
工業用水道事業会計	—	
土地造成事業会計	—	
駐車場事業会計	—	
流域下水道事業会計	—	

※ 資金不足額がないため、資金不足比率を「—」で表示している。

3 算出方法

(1)健全化判断比率

①実質赤字比率

実質赤字比率

$$\text{—} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

②連結実質赤字比率

連結実質赤字比率

$$\text{—} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

③実質公債費比率

実質公債費比率（3か年平均）

$$12.3\% = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \frac{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}})}{(\text{標準財政規模}) - (\frac{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}})}$$

④将来負担比率

将来負担比率

$$152.2\% = \frac{(\text{将来負担額 ※}) - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \frac{\text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入額}}{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}})}{(\text{標準財政規模}) - (\frac{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}{\text{元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}})}$$

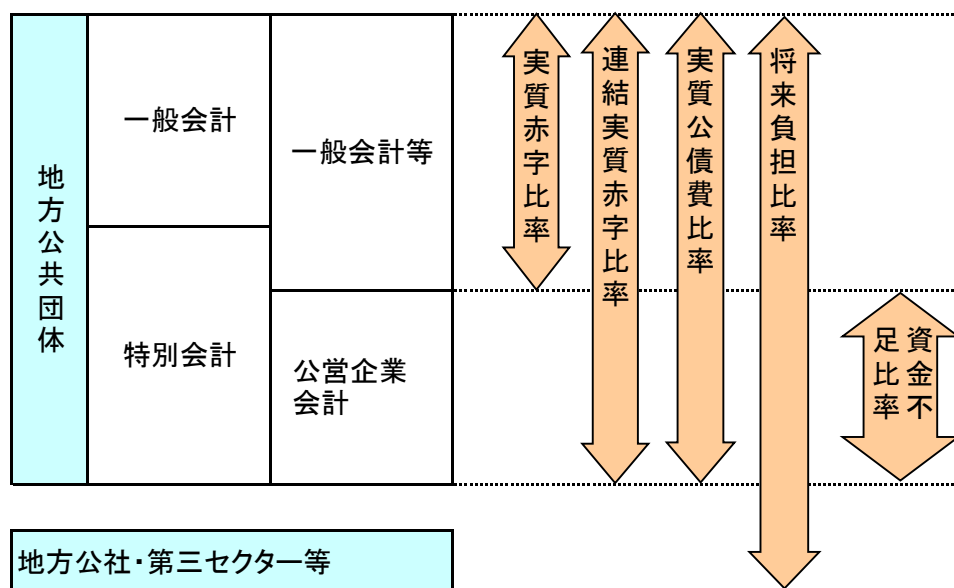
※将来負担額の内訳

- ・地方債現在高
- ・債務負担行為に基づく支出予定額
- ・公営企業債等繰入見込額
- ・退職手当負担見込額
- ・設立法人等（公社・地方独立行政法人・第三セクター）の負債額等負担見込額

(2)資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

〈 健全化判断比率等の対象範囲 〉



◆用語解説

○標準財政規模

地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、地方税と地方交付税が主なもの

○基準財政需要額

地方交付税の算定基礎となるもので、地方公共団体が、一定の水準における行政を維持するために必要な財政需要を算定した額